大村市政だより

第8號
昭和27年8月15日
長崎縣大村市
發行所　大村市役所
電話代表750番
印刷所　つじ印刷所大村工場
電話230番

公明選擧推進運動を展開

選擧は政治の根幹

正しい一票が民主政治の元

民主々義の政治体制にあつては選擧は政治の根幹であり、民意の表れとしての選擧が公正に行われることが民主政治の根本であります。従つて國民の總意に基いた選擧の國家組織を保つて行くためには、選擧の公明化が先決問題となつて來るので講和獨立を迎え、日本の將來が健全に發展するために、最近、全國的に選擧の公明化が叫ばれ、各方面に於てその實施運動が、展開されており、本縣に於ても、さきに縣議會が公明選擧推進の決議を行い、又縣下各市も既に、その連盟が結成され運動を展開しようとしております。理想民主政治の達成には、先ず正しい明るい選擧から發足すべきとの見地から一大國民運動として「公明選擧運動」が展開されているのでありまして、本市におきましても、この運動の趣旨に鑑み、各地に呼應して公明選擧推進の運動を展開することになり去る八月四日に市役所會議室で運動連盟結成の發起人會が開かれたのであります。當日は市選擧管理委員會の松尾委員長外各委員、事務局員、市側から御原市長、永田市議會議長、廣報、社會教育各係が出席、發起人として朝日、毎日、西日本、長日、民友、時事、新日本各新聞社各支局長、青年團連絡協議會長、連合婦人會長、連合育友會長、市立學校長、公民館代表、公民館運營審議會長、大村ペンクラブ代表、一般有識者から竹内清吾氏等が出席、松尾市選管委員長、御原市長、永田議長の挨拶について藤井選管委事務局長から趣旨の説明があり、議事に入り、活潑な意見の開陳があつて、万場一致その趣旨に賛同、推進運動連盟を結成して強力な運動を展開することとなり別項の如く連盟要項を決定した。この運動は飽くまで天下り式のものではなく民間から盛り上る力を結集して出來上るべきものであるとの趣旨に基き、近く市内の各種教化團体、報道機關の代表者や一般有識者の中から推進委員と協力委員を出して近く第一回の委員會を開き運動に乘り出すこととなつております。

市民の皆様も十分な御協力をお願い致します。

大村市公明選擧推進運動連盟設置並びに運營要綱案

（目的）

第一條　この連盟は、市内有權者の自覺に基き選擧運動の公明化を圖りもつて理想的民主政治の確立に寄與するため、公明選擧の推進に關しその實施について有効適切な諸方策を企畫、調査、研究し、併せてこの運動を圓滑且つ効率的に推進することを目的とする。

（組織）

第二條　この連盟は、おおむね　名の委員をもつて組織する。

2　委員は、報道關係、教育關係、青年團体、婦人團体、その他社會教化團体等の代表者及び一般有權者の中から適當な人をもつてこれに充てる。

3　委員のうち職域を離れ又は團体等の代表者でなくなつたときは退任する。

（役職員）

第三條　この連盟に委員長及び副委員長各一名を置く。但し、互選は指名推選によることを妨げない。

2　委員長は、連盟を代表し事務を掌理する。

3　副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四條　この連盟に幹事若干名を置き委員長がこれを委囑する。

2　幹事は會議の結果による運動の推進に當る。

3　幹事のうち一名を幹事長として委員長がこれを指名する。

（公明選擧推進委員）

第五條　この連盟に、この運動を單なる企畫研究に終ることなく、廣く一般選擧人に浸透せしめるため公明選擧推進委員を置く。

2　前項の委員は、公明選擧に對する自覺と認識を持ち、率先垂範してこれを實踐する者を選び幹事會に諮り委員長がこれを委囑する。

（事務局）

第六條　事務局に次の職員を置く。

事務局長一名

書記若干名

2　前項の職員は、委員長が[illegible]を委囑する。

（財務）

第七條　この連盟に必要な經費は、補助金、寄附金及び其の他の收入をもつて充てる。

（實施細則）

第八條　この要綱に定めるものの外、この連盟に必要な事項は、別に定める。

公明選擧推進運動

連盟委員委囑要領

一、報道關係…各社支局長

二、青年團体…青年團連絡協議會長

三、婦人團体…連合婦人會長

四、PTA關係…連合育友會長

五、宗教關係…

六、教育關係（社會教育を含む）市立學校長代表公民館代表公民館運營審議會々長

七、文化團体…大村ペンクラブ

八、一般有權者…

九、市關係…市長、學務課長、議會議長、選擧管理委員、公安委員會委員長

事務局

一、事務局長、選擧管理委員會事務局長

二、書記、選管事務局主任、市廣報係長、社會教育係長

輸出農産の王座へ

縣立園藝試驗場を着工

農村經濟が窮迫した今日、氣候風土に惠まれた本縣では其の特質を活用し、特に園藝業の刷新を期して農村振興を圖るため鋭意努力が拂われているが、我が大村市では郡川流域一帶が園藝作物の適地である關係上、この地區の農民も多年の經驗を有し、この種指導機關の設置について深い認識と希望を有し、且つ竹松地區原口郷一帶は氣候土質、交通の点などから見て最適地であるので、かねて市議會でも万場一致、實現方を要望し昨年十月、縣當局に陳情を行つていたが、いよ〳〵本年二月の縣議會で二十七年度から大村市竹松原口郷葛城山一帶の傾斜地を開墾して縣立園藝試驗場を設置することに決定し三年計畫で、初年度の當初予算に四五〇万圓を計上し、去る八月二日、現地で鍬入式を擧行した。所要經費は初年度八、一七六、五〇〇圓、二年度八五〇万圓、三年度六五〇万圓、合計二三、一七六、五〇〇圓となつている。園藝試驗場の位置は竹松驛よりの徒歩二十分、海拔四〇—六〇米の南西及東南面傾斜地（傾斜四—六度）で土質は玄武岩の壤土であり、その總面積は九町七反五畝（未墾地七町七反七畝、修錬場跡二町四畝）で、その中、建物敷地六反八畝、圃場敷地六町一反九畝（柑橘園二町一反九畝、枇杷園九反四畝、落葉果樹園六反四畝、蔬菜園二町四畝、花木花卉園三反四畝）その他となつている。こゝで行われる試驗研究室に事業は1枇杷、柑橘等特産果樹の育成に關するもの2玉ネギ、百合根、にんにく等輸出蔬菜に關するもの3特産蔬菜の採取に關するもの4輸出農産物の貯藏、輸送に關するもの5特産蔬菜の原々種栽培6園藝中堅青年養成事業、などであり、これら本縣の特産品として知られる果物、蔬菜類は戰前から朝鮮、滿州、中華民國などに輸出されていたので、講和發効後、再び輸出貿易品として大きく發展する可能性があり當局でも大いに力を入れているものである。試驗場の前記敷地は市に於て買收の上、縣へ無償提供し、敷地の開墾も市で負擔し二十七、八兩年度で實施することになつており、二十七年度には約二町歩の開墾を實施する予定であり、今年度に於ては二町四反八畝を開墾整地し、作業室三反四畝（畜舎肥舎、硝子室、公舎）果樹園八反四畝（寄柑系統枇杷試驗園）一般栽培五反一畝、枇杷園（品種展示園一反八畝）蔬菜園（連作用地七畝）修錬場跡蔬菜園五反四畝を予定され、昭和二十九年度までに各種の施設、建物などの建設を完了する予定で、完成の曉は二級技師以下三十五名の職員を擁し、蔬菜部、果樹部、園藝病虫部、經營研究指導、庶務の各部の陣容を備え、九州屈指の園藝試驗場となるものである。（農林課）

七月一日以後の住民登録諸屆について

住民登録については、各調査委員の熱心なる活動と、市民各位の協力とにより進捗しましたことは、市政運營上、誠に慶賀に堪えないところであります。市としましては、皆様から提出されました登録屆により、住民票及び戸籍の附票を作製し、住宅の居住關係を明確にし何時にても皆様の御要請に應ずべく努力中であります。今回の登録の最初になすべき一齊調査（即ち七月一日午前零時現在登録屆）以後に於ける諸屆についても既に連絡員を通じ通知濟でありましたので、その要點について御分りの事と思いますが法施行當初のことであり、種々疑義の點もあるかと存じますので必要事項を左に列記し皆様の御參考に供する次第であります。一齊調査以後に於ける

一、概　要

諸屆七月一日以後に生ずる居住關係の異動、國外からの來住、國外への移住、或は世帯主及び世帯主との續柄の變更、又は從前の世帯を離れて、あらたに世帯を設け或は他の世帯に入つたような場合には、それぞれ屆出なければなりません。

1　轉入屆

一の市區町村から他の市區町村の區域内に住所を變更した場合又は國外から來住した場合は轉入地の市町村長に轉入屆をしなければなりません。

（軍人軍屬で未歸還者の方は今度の登録に登載されておりますので歸還されても轉入屆の必要はありません）

2　轉居屆

同一市町村の區域内で住所を變更した場合（市内異動）は轉居屆をしなければなりません。

3　國外移住屆

國外に移住せんとするときは移住先を記入し國外移住屆をしなければなりません

4　世帯主及び世帯主との續柄の變更

住所の變動なく、世帯主が變更し世帯主との續柄の變更、又は從前の世帯を離れて、あらたに世帯を設け或は他の世帯に入つた場合は變更屆をしなければなりません。

5　屆出期日

以上の屆出は屆出事項の生じた日から何れも十四日以内に屆出なければなりません。

二、戸籍の諸屆による職權記載及び消除

戸籍事項の諸屆については市區町村役場に於いて、それぞれの屆書に基き職權を以て記載或は消除することになつております。

三、罰　則

本法の的確なる實施を期するために罰則を設けられ正當な理由がなく期間内に屆出をしない者は五百圓以下の過料に處せられ又、住民登録に關係ある當該市區町村吏員の質問に對し陳述を拒み、忌避し若しくは虚偽の陳述をなし又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し若しくは虚偽の文書を提示した者は五万圓以下の罰金に處せられます。

四　世帯台帳の存續

從來の世帯台帳は配給制度の存續する限り從前通り取扱うものであります。

五　寄留法廢止及び謄本の交付並びに閲覽證明について

從來の寄留法は六月三十日を以て廢止されましたが謄抄本の交付閲覽、及び記載事項に變更のない證明並びに寄留簿に記

（三頁へ續く）

生活改善は食物から

市内農商家の栄養調査

研究資料を始めて發表

新しい時代に則應した生活改善を行うためには合理的な食生活が最も必要であるが、そのためには、その地方の生活改善の基礎的な資料を得なければならないと云うので長崎大学学芸学部助教授（保健科）醫博、川津哲雄氏及び全大學助教授（家政科）田中つも、大村高等學校教官（家政科）松崎ナツ兩女史は長大家政科と大商家政科の協力の下に大村市内農家及び商家の栄養攝取量調査に着手した。この調査は本年一月より向う一ヵ年間の予定で市内中央部の商店街と福重、西大村、萱瀬、水計等周邊地区の農業家庭について綿密な調査が行われており、市民が合理的な食生活を行い生活改善を圖る上の有力な参考資料として逐次その集計を本紙上に發表することとした。

大村市内農家及び商家の栄養攝取量調査成績

終戦後、長崎縣では各地に栄養調査が行われ、その基礎の上に立つて、生活改善が進められて居ります。私共も此度、大村市でそれを思いたつたのであります。何しろ各家庭で食べられたものを告計量して頂くので大變、面倒な事でありますが御願いいたしました御家庭は、よくその煩をおいといなく御協力頂き、又この大きな仕事に対して市学務課よりも色々な面で御援助を頂きました事を有難く御禮申上げます。御協力で第一報が出來ましたので、こゝに御報告申上げます。これは去る七月十三日、長崎縣公衆衛生學会で發表いたしたものでございます。

(一)職業別による市の構成状況農業1/2　サービス業1/8　商業1/10　製造業1/13……等、以上の中から農業と商業とを各々二十一世帯とりました。サービス業をとらなかつたのは種類や範囲が多くて、まとまりの點で都合が悪かつたので農商を対象としたのであります。

(二)調査の方法、年間調査で昭和二十七年一月より隔月、奇数月に期間は三日間、計量測定であります。來客、欠食等は記入により成人換算率で換算し分拆表は国民栄養振興會の「食品栄養價要覽新版」によりました。以下記載のものは以上の方法により集計致し

ました。一月分の發表であります。

大村市内農家及商家の栄養攝取量調査成績

業態別	調査世帯	蛋白質 總蛋白 g	蛋白質 動物蛋白 g	蛋白質 動蛋白比 %	脂質 g	糖質 g	熱量 cal	繊維 g	燐 g	石灰 g	食塩 g	ビタミン V-A I.U	ビタミン V-B1 mg	ビタミン V-B2 mg	ビタミン V-C mg
商家	21	104	27	27	27	560	2960	9	2.2	0.57	36	3340	984	798	245
農家	21	90	24	26	24	540	2734	10	2.1	0.47	32	6680	1109	710	198
平均	42	96	26	27	21	550	2451	10	2.2	0.5	34	5010	1046	716	220
標準	中等労作	80	21	30	25	450	2530		1.0	1.0	15～20	5000	1.0	1.0	50

(三)右の表により先ず商家の平均を日本人の成人一人一日必要量（中等労）の標準に照して批評いたしますと

(イ)總蛋白熱量燐ビタミンC等は充分な攝取量であります。

(ロ)動物蛋白の比、脂肪は標準に近い。

(ハ)食塩が多すぎる感があるのは調味料と同時に胡麻醤等の攝取量が多い爲と思われるが三日間だけの偶然の現われでないとすれば労働量を増さない限りは少し多すぎる量である。

(ニ)石灰ビタミンB2は標準量より低い。これは従來の調査報告と余り変りがなく全國共通の欠陥と思われる。

(ホ)ビタミンAの少いのは黄緑野菜の攝取が少い爲であるから野菜の攝取が望ましい。

一次に農家の平均については。

(イ)總蛋白の量が商家に比して幾分少くはなつているが標準量には達している。

(ロ)熱量燐ビタミンC等は商家より幾分少くはあるが標準量に達している。

(ハ)ビタミンAは充分に攝取されている。これは農家が黄緑野菜を充分にとつているからである。

(ニ)石灰とビタミンB2は商家と同様標準量より稍低い。

(ホ)食塩は標準より多いが農家は労働量が平素高い爲に多量に必要としその習慣が農閑期にも表われたものと思う

大村市の農家は都市周邊の農家で海岸に近く魚介類に頼るに便利の使用も割合に多く従來の農村の調査と違つて先ず栄養の状態は良好であると思われる。

農家と商家との全体の平均をみても大体に於て先ず良好である。この現れは

(イ)終戦後の食糧事情が安定したためか。

(ロ)大村市が地理的にみて食品の入手が自由であるか。

(ハ)期間が短かつたためか。

(ニ)一月は餅と餅によつて蛋白熱量が充分になつたのか。

(ホ)最初の調査の爲に生じた何等かの原因の爲であるかと思う。

この調査は以上の通り一月の結果でありますので、この後三、五、七、九、十一と年間を通じて検討することによつて月々の変化や栄養上の特徴が現われ、綜合的にもつと、はつきりしたものがつかめるのではないかと思います。私共はこの基礎調査の上に立つて合理的な食生活を打立てて行きたいと思います。

市立病院を利用しましょう

夏の氷菓子類など

細心の注意拂いましょう

夏の食品、殊に生鮮魚肉類や氷菓子類の製造、販賣や飲食については傳染病や中毒などの豫防の関係から十分の注意を拂わなければならないが、特に行商販賣業者は公衆衛生の立場から細心の注意が望ましいと大村保健所では市衛生課の求めに應じて次のように注意している。（衛生課）

食品行商者の届出について

夏季に入り各種傳染病の發生する折柄、長崎縣食品行商條例の說明をして市民の保健衛生上、關係業者の御協力を求めたいと思います。

この條例は公衆衛生の見地から食品行商による食品の取扱の改善を圖るとともに行商による衛生上の危害の發生を防止する事を目的としたものであります。それで次に掲げる食品の行商を營もうとする者は住所地を管轄する市町村長を經て知事に屆け出て登録を受けなければなりません。

1魚介類肉類、2魚肉練り製品、3氷菓子、4冷凍乳菓（アイスキャンデー）

そうして屆出により交付を受けた鑑札を常に携帯し他人に貸與してはなりません。

次に食品行商を營む者の守らなければならない事項を列擧してみましよう。

記

一、食品を入れる容器及び附屬品はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し、かつ營業時間中は特に衛生的に維持しておくこと。

二、食品に接觸する器具の面は、使用前に入念に清潔にし常に衛生的にしておくこと。

三、食品は消費者の手に渡るまで、すべて清潔で衛生的な方法で取扱い、汚物、有害もしくは有害な物質又は病原微生物により汚染されないようにすること。

四、傳染病の疾病又は身体のどんな部分にも化のう性の傷又はできものある者は汚染防止の措置がとられていない食品の取扱に從事しないこと。

五、清潔でなるべく洗たくのできる外衣を着用すること。

六、從事時間中手を常に清潔に保つて用便の後には必ずよく手を洗い、爪は短く切つておき、手で髮、鼻、口、もしくは耳に觸れないこと。

七、從事中たんもしくはつばをはき又は煙草を吸わないこと。

八、魚介類を生食用に調理して販賣しないこと。

九、行商に使用する食品を入れる容器及び附屬品は他の用途に使用しないこと。

前各項の規定に違反した場合は、その營業を禁止し、又期間を定めてこれを停止、或は五千圓以下の罰金に處せられることがありますから注意して下さい。

なお鑑札の有効期間は一ヵ年で期間の過ぎたもの、食品行商を廢止したとき屆書の内容に變更があつたときは市町村長を經て、その旨を知事に屆け出なければなりません。

終りに容器及び附属品の基準を記してみましよう。

一、食品を入れる容器及び附屬品は使用目的に適した大きさ及び構造のものであること。

二、容器の内側及び蓋は、なるべく手指で觸……除し易いものであること。

三、容器は、じんあい及び昆虫等を防ぐ構造を有し、かつその補修が充分にされていること。

四、容器及び附屬品は、清掃し易い材料で作られていること。

五、食品に直接接觸する部分はなるべく耐水性の材料で作られ、かつ容易に清掃できるような構造であること。

六、食品取扱器具は、すべて常によく補修され、さびたり、ひびわれたり又は接合部分がはずれたりしていないこと。

七、秤量器及び包裝紙等は衛生的に保管することのできるものであること。

（大村保健所）

遺族援護について

本援護法は本年四月三十日公布施行せられ四月一日より適用されることになりましたが、この法律は軍人、軍属（軍属については昭和十六年十二月八日以後、戰地に於ける勤務を命ぜられた日から勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引續き海外にあつて復員するまでの期間以下軍属について同じ）が在職期間内及び在職期間經過後、公務上の負傷若しくは疾病にかゝり又はこれらに基因して死亡した者及びこれらの者の遺族に対し國家補償の精神に基き援護することを目的とされているのであります。その援護の内容は戰傷病者に対し障害年金（第六項症以上のもの）の支給、補装具等の交付又は更に重症害については國立保養所への收容等を以て更生援護を與え、又死亡した者の遺族に対しては遺族年金の支給及び弔慰金のため弔慰金「前述のもので死亡（受傷發病後死亡を含む）が昭和十六年十二月八日以後の場合及び旧国家總動員法に基く勅令によつて徴用（學徒、女子挺身隊員等を含む）又は協力させられた者で昭和十六年十二月八日以後業務上且つ戰時災害により死亡した場合及び待遇未歸還者で死亡した場合」は支給されます。

その支給い額及び受給範囲は概ね次の通りであります。

1傷害年金

傷害の程度が特別項症から第六項症までのもので最高九万円、最低二万四千円で既に軍人たる増加恩給受給のものは自動的に障害年金に切替支給されます。

2遺族年金

死亡した者の死亡當時の配偶者（他家に再婚したものを除く）については一万円、子（十八才未滿のもの）父母孫（十八才未滿のもの）祖父母（六十才以上のもの）については各々五千圓。但し孫及祖父母の場合は一定の條件を必要とします。

3弔慰金

イ、軍人軍屬で死亡した者一柱につき五万圓

ロ、その他のもので死亡したもの一柱につき三万圓。

その他詳細に付ては市役所社會課又は關係出張所に御問合せ下さい尚受給については請求書（添付書類を含む）の外戶籍謄（抄）本を添付しなければなりませんが戶籍書類の整備が出來たものについては既に受付を開始しておりますから戶籍書類を入手された方は早目に市役所社會課又は關係出張所にお申出で請求の手續を取つて下さい。（社會課）

農地の移動並に潰廢制限について

このことに關しては從來「自作農創設特別措置法」「農地調整法」並びに「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令（ポツダム政令）」に依つて制限が規定され、農地の移動、潰廢を行う場合は總て市町村農業委員會の承認並びに知事の許可を要することとなつておるのでありますが、現實的には法の規定通りに行われず承認許可なく賣買を行い、或は賣買後、委員會に申請し、又潰廢して相當期間經過後、申請する等、違法行爲がしばしば見受けられますので今回監督廳（縣）に於て、これら不正行爲に對しては今後嚴重調査を實施し悪質のものに対しては告發する意向であります。

なお時勢の推移に伴い冒頭記載の重要三法令は廢止され、恒久的な新しい農地法が制定され、近く施行される予定であり、從來の三法に比し余程簡易化されたのでありますが、農地の移動、潰廢の制限は益々強化され、加えて罰則は相當重く新に体刑を法文に規定する等、嚴重處斷されることゝなりましたので農地を他に讓渡したいとか、小作人を變えたいとか、或は地目變換（宅地、工場敷地等）を行う場合には直ちに申請し承認許可を受けられ違反しないように注意して下さい。

（中央農業委員會）

災害對策支部を結成

縣本部と直結盤石の構え

夏と共に予想される颱風、水害その他の災害に備え、市では縣の災害対策本部に直結する大村市災害対策支部を編成し、万一の事故に対して万全の対策を講ずることゝなつた。

編成表は次の通りでこれに伴う諸般の事務は社会課消防係で行うことになつている。（社會課消防係）

大村市災害對策支部の編成及び事務分担表

支部班	職	事項
支部	（支部長）市長 （副支部長）助役 （部付）警察長 電報電話局長 市立病院長 收入役 總務課長	
總務消防班	（班長）社會課長 總務課長 會計課長 （副班長）消防係長 選管主任 財務係長 用度係長 廣報統計係長	(イ)各班の統制調整会議召集に関する事項 (ロ)氣象警報の傳達に関する事項 (ハ)各種関係機関よりの情報蒐集資料の作製及び被害状況調査報告に関する事項 (ニ)各種報道機関との連絡報道に関する事項 (ホ)現場の寫眞撮影に関する事項 (ヘ)消防事務一切に関する事項 (ト)罹災者の救護復旧物資の輸送に関する事項 (チ)大村警察署と連絡に関する事項 (リ)災害者の警急救助及び報告に関する事項 (ヌ)民間團體の協力活動の連絡に関する事項 (ル)陳情起債融資に関する事項 (ヲ)災害対策予算に関する事項 (ワ)災害対策経理及び用度に関する事項 (カ)其の他関係事項
經濟班	（班長）商工課長 （副班長）商工水產係長	(イ)主要食糧調味品蔬菜品其の他食糧品の調達に関する事項 (ロ)薪炭燃料の調達備蓄に関する事項 (ハ)被服及生活必需物資の調達及補給に関する事項 (ニ)其の他関係事項
衛生班	（班長）戸籍衛生課長 （副班長）衛生係長	(イ)救護所の設置と傷病者の特設救護所その他罹災者の輸送等に関する事項 (ロ)水質検査に関する事項 (ハ)防疫に関する事項 (ニ)医薬品及び衛生材料に関する事項 (ホ)其の他関係事項
技術復興班	（班長）土木課長 農林課長 學務課長 （副班長）建築係長 總務技手 農地係長 學事係長	(イ)道路橋梁関係復旧事務に関する事項 (ロ)河港関係復旧事務に関する事項 (ハ)建築関係復旧事務に関する事項 (ニ)水產関係復旧事務に関する事項 (ホ)漁舟に関する事項 (ヘ)現場寫眞の撮影に関する事項 (ト)農業改良関係復旧事務に関する事項 (チ)耕地及開拓関係復旧事務に関する事項 (リ)教育施設関係復旧事務に関する事項 (ヌ)學童の保護、學校管理に関する事項 (ル)森林、土木関係復旧事務に関する事項 (ヲ)其の他関係事項
協力班	（班長）社會課長 （副班長）市立病院副院長 經理係長	(イ)救護機関並に協力團体との連絡調整に関する事項 (ロ)医療救護員の編成資材の整備及び救護施設に関する事項 (ハ)其の他関係事項
地區支部	（支部長）町務係長 各出張所長 （副支部長）各出張所主任	(イ)町務及び各出張所事務一さいに関する事項

納涼のど自慢大会

8月20日夜玖島崎野球場で

海の大村の夏祭り行事の一として行われる市主催の〝納涼のど自慢踊大会〟は、八月二十日午後八時から玖島崎の市營野球場で開催される。

當日は野球場内に特設舞台を設け、スタンドから見物させようという趣向で、演し物は歌曲、歌謡曲、俗曲舞踊（高尚なもので、やくざ踊りでない物）となつているので市民各位から多数の出演を望んでいる。當夜は長崎のノベルティータンゴバンドも出演し審査員は長大教授山口薫、聲樂家上田英子兩女史、藤間流名取り藤間金壽満、藤間鶴之丞さんである。

なお商工會議所では八月十六日夜、玖島崎海岸で豪華な花火大會を催す外、正法寺、本經寺福重地區などの盆踊りが盛大に行われる予定。（商工課）

難関 鈴田峠は完成

今年度から松原地區へ

昭和二十五年着工以来、建設省直轄工事として三ヵ年に渉つて進められて來た二十五号國道改修工事は、最も難関とされていた鈴田峠の貫通工事も無事完了したので去る七月十三日、稲垣九州地方建設局長始め関係者が参列して鈴田小學校で竣工式を擧行した。これによつて事業費二、三一三万を投じた延長六四七米、巾員七、五米の見事な近代的道路が完成して大村、諫早、長崎間の交通に劃期的利便をもたらした。

なお、二十五号國道改修工事の市内における残された一ヵ所、松原地區の工事は延長二千米、巾員七、五米、事業費三、五〇〇万圓の予算で本年度から着工二ヵ年計画で進められることになつた。（土木課）

第6回 モーターボート レース

8月30日から3日間
9月6(土)7(日)8(月)
人氣ますます高潮

第四回市營モーターボートレースは第一節を七月十九日から三日間、第二節を七月二十六日から三日間、玖島崎レースコースで開催したが、回を重ねる毎に、ファンの人氣は益々高潮、入場者は一、五三四一名（第一節七一一七名、第二節八二二四名）を數え、舟券賣上高は二千五百三十五万三千百圓（第一節一二、二一六、二〇〇圓、第二節一三、一三六、九〇〇圓）に上つた。

第六回レースは第一節八月三十（土）三十一（日）九月一日（月）第二節は九月六（土）七（日）八（月）の六日間、開催される。（事業課）

屋外広告物関係法令を御存じですか

（前号より續く）かようなことになれば國民生活は決して愉快なものとはならないばかりでなく今や講和を迎えて貿易は再開され、觀光のためにも外客の出入が繁くなりつゝある今日日本國民の公益保護の觀念の乏しきことを暴露し國民の教養の低さを笑われることゝなつて平和文化國家を標榜する我が國として國際的にも放置出來ない問題なのである。

長崎は國際文化都市であり佐世保は今や國際觀光都市たらんとしている。大村、島原、諫早にしても皆觀光主幹ルートに沿う大切な都市である。

これらの都市の電柱はポスターやビラで汚れていないだろうか。橋の欄干にも見苦るしい張紙を見受けないか、電柱幡桁などに立看板を括りつけて美觀風致を害しているばかりでなく交通を妨げているものはないだろうか。

これらのことは廣告物條例を知らないでしていた人もいようが知つていて公益を無視している人はいないだろうか。街路樹、郵便ポスト、電柱銅像、記念碑、橋りよう等は廣告掲出禁止物件となつていますから、これを犯した人は五万圓以下の罰金を取られることになつています。

要するに皆さんは屋外に廣告物を出すには先ず長崎縣屋外廣告物條例をよく讀んで出せる處と出せない處を知つて下さい。次には許可申請の手續を御取り下さい。

無許可の廣告物にも五万圓以下の罰金が課せられます。所定の手數料を納め許可になつたら許可條件をよく守つて頂くことが大切です。

御不審の点は、縣觀光課へ御尋ね下さい。（縣觀光課）

（一頁より續く）就した事項についての証明は法施行後一ヵ年に限り従前通り取扱います。

以上は住民の届出についての要点を申述べたのでありますが事務内容については、これを省略します。

従來、公證力又利用價値の乏しかつた寄留制度も本法の施行により住民の居住關係を公證する公簿としてその價値を高めるとともに一方においては住民の届出義務を積極的に強要せられ戸籍の届出と同様の性質を有するものであり市町村は、これに基いて事務を遂行するものであります。

住民登録法は死法と化した寄留制度に鑑み住民の届出義務の履行と行政當事者の熱意とによつて必ずやその利用價値も増大し、公證力も高まり制度本來の目的を達するものと信じます。

この上とも市民の皆様の絶大なる御協力を重ねて御願いする次第であります。（戸籍課）

廣報室から

お盆を迎えた▼大村は以前から八月盆であるが今年から長崎市を始め各地とも大体八月盆になつたようだ▼講和發効後の云わば初盆で毎年行われて來た長崎、大村などの原爆犧牲者の慰靈祭なども一入の感慨である▼大村でも去る十一日午前中、保安隊竹松部隊の隊員九百餘名が忠靈塔の清掃を行つた▼まことに奇篤の至りで、さきに保安庁長官吉田首相の訓辞に〝新國軍建設の礎石となる意氣で日頃の訓練に、いそしみ治安維持、國家防衛の任務に邁進せよ〟とあつた通り▼獨立日本の主權の裏付けとしての重い使命を持つ若い隊員達が炎天下に先輩の靈前で今日の奉仕を行う姿は頼もしい限り▼街では商工會議所や振興會で十六日の夜豪華な花火大會を催して夏の夜空を彩り▼二十日夜は市主催の下に玖島崎球場で野外のど自慢、舞踊大會、モーターボート第二節は紺青の波に挑んでシブキの饗宴を繰り擴げ▼海の大村夏の陣は今やクライマックスである▼連日の快晴で照り込みは十分、五風十雨で稲作も今のところ良好の見込▼懸念された台風禍も割合おとなしい模様で▼一方、企劃されていた竹松葛城の縣立園藝試驗場も愈々着工の運びになり去る八月二日芽出度く鍬入式を行つた▼これで既に決定している玖島崎の國立眞珠研究所が出來れば海陸共に他に誇るに足る本市特產品の最高技術研究機関が完備する訳で明るい市の表情だ▼一寸、暗い面では赤痢などの傳染病が急におさまらないことだが▼これも市民お互に氣をつけて予防に全力を盡し氣長に努力を續けたは必ず衛生都市が出來上る筈▼兎に角頑張ろう（文）

衛生昆虫の話
恐ろしい 蠅・蚊・蚤を退治しましよう

食事時、寝てから、或は着物の中までも侵入して四六時中我々の生活をおびやかし、さては恐ろしい傳染病を媒介する所謂衛生昆虫について大村保健所につぎのように有益なお話を伺いました。（衛生課）

私達が困り又困らされてゐる「蠅」とか「蚊」それに「蚤」についてお話し致しましよう。

「蠅」とか「蚊」それに「蚤」「虱」等私達と関係あるものを衛生昆虫と言つています。衛生昆虫なんてむづかしい名前をつけましたが、これはその名の通り傳染病に関係があるからです。皆様御存知の通り「蠅」は「赤痢」「チフス」を移し、又蛔虫の卵までも運搬致します。又蚊は「マラリヤ」「フィラリヤ」「デング熱」「日本腦炎」を「蚤」は「ペスト」「發疹熱」を移すのです。この様な病氣は恐しいものですが今習つた衛生昆虫を殺して仕舞えばさほど恐るゝに足りません。私達は「蠅」が便所にとまつてゐるのを見れば汚ないと思いますが室内に飛んで來た蠅に対しては「なれつこ」になつて仕舞つて食物の上にとまつてもそれを大してきたないとは思わずに居る！又平氣で食べます。

今日でも私達は蠅がわくとか蚤がわくとか申しますがこれは突然にわいて來るのではなくして卵を生みつける場所即ち子供が良く育つ場所があるから出て來るのです。いくら優秀な親、優秀な卵があつても育ち易い場所がなければ子供は生れ出て來ないのです。例えば鶏の卵にしてもそうでしよう。適当な温度と濕度が一定期間保たねば「ひよこ」になりません。ですから衛生昆虫を無くするには、この「育つ場所」を無くして仕舞へば良いのです。今D・D・TとかB・H・Cとか色々な優秀な殺虫剤が出て居りますが之等には高いお金を出さねばなりません。そしてこれで動き廻つてゐる衛生昆虫を殺してみたところで一匹残らず殺すということは出來ません。補り殘した一匹の蠅は一度に一八〇も卵を生むのですから藥にばかり頼るということは危險な事です。それで一番合理的で効果の挙るそして金の余りかゝらない方法をお知らせし皆様に実行していただき皆様方の健康保持と快的な生活環境を作り出して貰い度いと思います。

すべて敵を攻撃するには先ず敵を知らねばなりません。そこで先ず敵の生態習性をお話し致しまして次にその駆除法即ち全滅させる方法をお知らせ致しましよう。

蠅

には色々種類がありますが我々が知つてゐるものに大別すれば「イエバエ」「キンバエ」「ニクバエ」の三種類になります。之等の蠅は夫々その種類に依つて卵を生みつける場所、即ち増殖する場所が違うのです。それは表一の通りです。卵から成虫になるにはどんな行程を通つて行くかと言いますと受精して数日すれば卵を生みつけます。卵は早くて十五時間遅くとも二日位すればウジになり這いまわつて食物を探します。ウジになつて三日から一週間もすれば、まわりのやわらかい土の中にもぐり込みますが土の中で入つたらすぐサナギとなります。このサナギは早いもので二日、大体一週間もしたら蠅になつて土の中から這い出して來ます。土の中から這い出して來た時は羽は一ミリ位で注意して見ないとみえない位ですが五分から七分もすれば大きくなつて飛び立ちます。一人前になる時期、即ち卵から蠅になるまでの時間は蠅の種類、氣温、濕度、食餌によつて違いますが春から秋にかけては二、三週間で一人前になります。家蠅だけは條件の良い時は十日で良いそうです。成虫になるのに一番良い温度は三八度と言われてゐます。大概の蠅は一度に一五〇個位の卵を生むのですが外敵とか環境、特に食物の不足で大して殖えません。では今からこの退治の仕方についてお話し致しましよう。第一に蠅の發生する場所、即ち増殖する場所は表一の通りですからこの様な場所を無くするか或いは、この様な場所に蠅を近づけないことです。それには表二の様にすれば良いのです。第二に飛んでゐる蠅は見付け次第叩き殺すこと第三に蠅取紙、蠅とりびん、蠅取リボンで捕ること以上の様な事を実行していただければ蠅は極端に減少します。

蚊

は夏の景物で私達の夕涼みには「うちわ」を持たせ蚊取線香をたかせ又寝る時は蚊帳を張らせます。食われるとひどく痒みを覚えますがこれ以外に「ファイラリヤ」とか「マラリヤ」「デング熱」を媒介します。「ファイラリヤ」という病氣は當地方では「ちぶるい」こか「くさぶるい」「水ぎんたま」「足ばれ」等と言つてゐますが東彼杵郡では余りありません。南高や五島には多い病氣ですから何日[illegible]に來ないとも限りません。それは「ファイラリヤ」原虫を血液中に持つた人（丁度赤痢の保菌者の様なもの）が皆さんの家に來て、その人が蚊に刺された場合その蚊は「フイラリヤ」原虫を持ちますから、それを健康な貴方達に移すのです。日本腦炎もそうです。

扨て私達が平常お目にかゝる蚊には「はまだらか」「いえか」「やぶか」の三種類があります。蚊も蠅と同じく卵から「ボーフラ」になり、それから「おにぼうふら」になつて蚊になります。卵から一人前になるのに二週間位かゝります。壽命は雄で二十日前後、雌で三十日から六十日です。「はまだらか」や「いえか」は夜間活動しますが「やぶか」は晝間に浮動します。「はまだらか」はきれいな水に卵を生みつけ、そこで繁殖しますが「いえか」「やぶか」は「下水」か「ぜゝだめ」「水の多い肥溜」それに「空かん」「空びん」「防火用水」「墓地の水盤、花筒」等人工的に作つた容器で繁殖致します。「やぶか」の一種は塩水の中でも繁殖致します。要するに水のあるところに蚊は出來るのですから皆さん方の家の周邊のどんな小さな物でも水がたまつてゐたら、ひつくり返して下さい。下水や肥溜の様に、どうしても流されないものには石油を少量撒いてかきまぜて下さい。水面一杯に石油のうすい膜が出來ればそれで良いのです。こうして今言つた事を実施していただけば一週間位から効果が表われて來ます。長崎大學の風土病研究所長の大森博士の実験の結果に依りますと一頭の牛は一晩に一万匹の蚊に血を吸われるそうです。一匹の蚊は一度に0.2ミリグラムの血を吸うそうですから一万匹とすると二百グラムの血が一晩に吸われるわけです。半分と見積つても100グラムは吸われてゐるので牛がやせるのも當然です。

（次号に續く）

（7月31日現在）**大村市の人口**（予備隊を除く）

区域別	世帯数	人口 男	女	計
大村	3,234	7,588	8,116	15,704
西大村	4,008	9,193	9,358	18,551
竹松	1,398	3,186	3,589	6,775
松原	605	1,695	1,755	3,450
福重	548	1,572	1,639	3,211
萱瀬	600	1,679	1,706	3,385
鈴田	533	1,504	1,586	3,090
三浦	323	923	1,067	1,990
計	11,349	27,340	28,816	56,156
前月末	11,266	27,463	28,691	56,154
増減△	83	△123	125	2

人口の動き（7月中）

種別		人数	計	増減△
増	出生	104	770	2
	轉入	666		
減	死亡	32	768	
	轉出	736		

夏季の防犯に付て

これから暑氣のためお互の心が緩みがちであつて時期的に特に窃盗、強盗、傷害、強姦、わいせつ犯等の如き兇惡犯罪が多く殊に強姦、わいせつ犯は此の期間に年間の約七〇パーセントの發生を見ている。

學校の夏季休暇も既にはじまり學生々徒は規律ある學校生活から解放され共の安堵感と夏季特有の季節的環境、解放的な生活からして各種の誘惑乃至刺戟により之等が犯罪を敢行不良化する恐れもある殊に今夏は思想的に又經濟的な世相に起因して惡質犯罪を敢行する者が一層増加を予想されるので近く大村警察署におきましても夏季防犯運動を実施して明るい犯罪のない大村市建設のため努力致したいと思いますので市民の皆様も左記諸點に注意して戴きまして犯罪を未然に防止致しましよう。

記

一、夜間は外、明るく屋内は暗く暑くても寝る前は必ず戸締を忘れぬ様にして下さい。

二、外部からすかして見えぬ着物、所謂薄物は強姦、わいせつ犯の發生誘因となるからつゝしみませう。

三、女の寝乱れ姿は痴漢に覗かれ危險であるから蚊帳をする場合は外部の道路等よりのぞかれない場所を選びましよう。

四、これから夏祭、盆祭等のため家を留守にする場合が多いので火氣の後始末や、戸締を忘れぬ様に充分注意致しましよう。

五、キャンプ海水浴場等に於ては盗難に罹らぬ様、持物に注意致しましよう。

六、夜八時の時報は犯罪や其の他の危險から少年を護つてくれる合図です。サイレンが鳴つたら急いで家に歸りましよう。

七、悲惨な交通事故を未然に、防止するため交通規則を守りましよう。

（大村市警察捜査課）

9月1日現在 本年度の商業調査を実施
皆様の御協力を願います

昭和二十七年度商業調査の実施について御知らせ致します。本調査昭和二十七年九月一日現在で実施されることになりました。この調査の目的は我が國の商業機關の活動状況を明らかにし、商業政策上の基礎資料となります。

この調査に關しては對象の方々には調査員がお尋ねしお願いすることになつております。なおこの調査で調べた事柄は統計を作るためにのみ使用されるものでこれを他に洩らしたり、徴税、その他個人の利害に直接關係のある方面に利用する事は統計法により固く禁じてありますから御安心の上正しい申告をして戴くよう對象者各位の御協力方をお願い致します。

商業統計調査要綱

一、調査の目的
商業統計調査（以下「商業調査」という）は、我が國商業の實態を明らかにすることを目的とする。

二、調査の期日
商業調査は、昭和二十七年以後二年ごとに行い、調査の期日は、通商産業大臣が指定する、昭和二十七年は九月一日。

三、調査の範囲
日本標準産業分類大分類G I卸賣および小賣業に属する全國における事業所（以下「商店」という）について行う。ただし、國および公共企業体に属するものを除く。（即ち1卸賣業、2各種商品小賣業、3専門品小賣業、4製造小賣業、5飲食店、6代理商及び仲立業、以上の業態が對象となります。）

四、調査事項
(イ)甲調査
1商店名2商店所在地3本支店の別、4經營組織5業名、6業態、7資金借入先、8賣場面積、9從業者数10商品仕入先11商品賣上額、12商品販賣先別賣上額割合、13修理料およびその他のサービス料、14營業支出、15商品手持額、16帳簿組織。
(ロ)乙調査
1商店名、2商店所在地、3業名、4從業者数、5商品賣上額、6主要商品名。
(ハ)準備調査
1商店名、2商店所在地、3法人組織による商店、個人商店の別4個人商店における常用勞働者の有無

五、調査の方法
商業調査は、甲調査および乙調査とし、これらに先立つて調査對象を確定するため、準備調査を行う。

（以下略）

くわしくは調査員より説明して戴きます

總務課統計係

市役所の執務時間を變更

大村市役所、出張所では八月八日から九月十日まで執務時間を次の通り變更する
（平日）午前八時から午後四時十五分まで（土曜日）午前八時から正午まで

管理廳が改稱

入國管理廳大村入國者收容所は從來の外務省所管から法務省所管に移管されたので八月一日から大村入國者收容所と改稱した。

市の都計事業

市では二十七年度の都市計画事業として△大村驛通りから楠本病院横一、二五米の街道△中央公民館から森米小賣店までの水道三八〇米の工事を八月下旬から着手する予定。